

東京労働局長 辻田 博様

2022年8月16日 目黒地区労働組合協議会

(目黒区鷹番3-1-1 石田ビル302)

『東京都最低賃金の低額改定に異議を申し立てます』

過日東京地方最低賃金審議会（以下「審議会」と略）は、東京都最低賃金の31円増を答申しました。目黒地区労働組合協議会は、以下8月5日の審議会答申による東京の最低賃金低額改定に異議を申し立て、審議会審議のやり直しと低額改定の変更を求めます。

1：目安方式による最低賃金改定は、破たんしています。

8月1日中央最低賃金審議会は、目安小委員会の決定を受け、A.Bランク31円、C.Dランク30円の最賃引き上げ目安を決定しました。今、これをそのまま是認した東京都最低賃金の改定がおこなわれようとしています。

おとし2020年は中央最低賃金審議会「目安提示見送り」にたいし、41県で最賃改定＝引き上げが行われ、特に地域間格差の拡大への懸念が表明されました。

昨年2021年は全国A-Dランクとも28円引き上げの目安に対して、4県は29円、2県が30円、島根県では32円の域上げが行われました。しかし全国の格差は2006年の109円から2021年には221円まで広がりました。

2021年最賃で、Cランクの北海道は、Bランク11県中栃木、茨木など5県を上回っています。

2022年でも、すでに沖縄、島根、鳥取各県審議会が33円引き上げを答申しています。(8月13日現在)中央最低賃金審議会自身が、2020年最賃の検討以前から、A~Dランクの「目安」提示という方法について見直しの必要性を自覚していたにもかかわらず、「目安の在り方」見直し論議を、「コロナ」などの理由をつけ、2021年以降に先送りし、さらに昨年2021年答申後の目安小委員会・目安全員協議会の論議で見直し方向もだせず、2022年答申以降に再度先送りしました。

さらに2022年答申においては、中賃目安は「地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないが、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、地域別最低賃金の審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。」(目安に関する公益委員見解)とまでのべています。

しかし、東京地方最低賃金審議会は、中賃答申からわずか4日後の8月5日、中賃目安どうりの31円引き上げを答申しました。これは「地域の経済・雇用の実態を見極め」た自主性を持った検討とは言えません。

「目安」にそのまましたがった東京都最低賃金の改定は、みとめられません。

私たちは、全国一律の最低賃金制度、この夏・秋の物価高騰に対して大幅な百円単位の大巾な最低賃金の引き上げを求めますが、そのためにはわずか1041円で全国で最高といわれる東京の最低賃金が、東京の労働者の実態に即して、全国をリードして大幅に引き上げられることを求めます。

2：世界の都市の最低賃金はコロナ過でも（だからこそ）大幅引き上げされています。

- ・ ニューヨーク市 15 ドル=2034 円 (22.1～) ・ ロサンゼルス市 16 ドル=2170 円(22.7～)
 - ・ カリフォルニア州エメリービル市 17.68 ドル= 円(22.7～)=2359 円
 - ・ サンフランシスコ市・郡、バークレー市 16.99 ドル=2267 円
 - ・ ロンドン 11.05 ポンド=1825 円 (22.4～) ・ ジュネーブ州 23.27 スイスフラン= 3236 円(22.6～)
 - ・ スイスの全国大手スーパー MIGROS 月 4,100 スイスフラン (約 50 万 8 千円) (2022.1～)、
 - ・ ベルリン(独全国)12 ユーロ=1651 円(22.10～) ・ パリ (仏全国) 10.85 ユーロ=1493 円(22.5～)
 - ・ シドニー(豪全国 21.38 オーストラリアドル)=2010 円 (22.7～)
 - ・ ソウル(韓国全国) 9620 ウォン=1004 円(23.1～) 週休手当含む実質最賃 11555 ウォン=1205 円
- コロナ被害・経済、特に飲食業などへの影響や、ウクライナ戦争による物価高騰などは、世界共通であり、特に都市に暮らす者を直撃しています。全国一律制度を持っていない国々では、その国の経済的中心都市は、その国の先頭を切って最低賃金を引き上げています。東京も「自主性を発揮する」なら、これら世界の都市に倣い引き上げるべきです。特に東京に本社を置き、あるいは多くの店舗・労働者を雇っている大手チェーンこそ、支払い能力的にも可能な大幅時給引き上げを行い、地方にも波及させるべきです。

3：最低賃金決定方式を見直すべきです。

中賃からの目安制度が行き詰っているからこそ、最低賃金をどう決めるのか、あらためて東京の現実に即しての検討が必要です。

① 生計費

- 1 生計費原則の観点からすれば、生活保護給付水準の比較が若年単身者で行われていることは不適切です。膨大に膨らんだ非正規低賃金労働者はすでに家計補助パートでも、学生アルバイトだけでもない、シングルマザーや就職氷河期世代など扶養家族・家計を支える労働者が多数含まれます。東京のシングルマザー数は全国でも1.2を争う6万世帯ちかい、家族の生計を支えられる最低賃金へ、生活保護基準も有扶養家族モデルに切り替えるべきです。
- 2 生活保護基準額(厚生労働省が挙げている例) <https://www.mhlw.go.jp/content/000919750.pdf>
母子世帯(30歳、4歳、2歳) 190,550円 令和4年4月1日現在東京都区部
☆8H×22日働くとして時給換算 1108円になります。
- 3 また生活保護基準との比較では、生活保護であれば負担の無い各種社会保険料・税負担なども上乗せして考えるべきです。健康保険 9%、年金 6%、介護 3%、労災・雇用保険 0.6%さらに税を加えると 1.3 倍以上の賃金が必要です。時給換算では 1440 円になります。
- 4 特に東京など大都市の場合、住居費などが高く、2人以上世帯の生計費は、全国平均の 5.1% 以上です。全国の最低賃金の引き上げと、大都市にはさらに加算が必要です。
*総務省統計局「家計調査 家計収支編 第1-1表 都市階級・地方・都道府県庁所在市別1世帯当たり1ヶ月間の収入と支出」2021年(二人以上の世帯)による。
- 5 さらに東京都区部では、急激な物価上昇が襲っています。
中賃目安が使った「持家の帰属家賃を除く総合消費者物価」は、対前年度意月比 3.0%上昇

(消費者物価指数 東京都区部 2022年7月分)ですが、同じ統計で、「生鮮食品」は 8.2%、「電気代」25.5%、「ガス代」25.6%など、最賃近傍生活で欠かせない生活必需品が急上昇しています。また「消費者物価地域差指数」で東京の住居費は全国平均の31.9%プラス(総務省2020年6月)とそもそも高い東京の住居費。さらにNHK ニュース 2022年7月20日によれば、「6月、首都圏で発売された新築マンションの平均価格は6450万円と、去年の同じ月を3%余り上回り」これが中古・賃貸マンション家賃に波及してきています。

② 賃金上昇

-1 東京では、東京都集計 2022年春季賃上げ・妥結状況の第1回中間集計結果(2022年3月24日現在)で賃上げ率は2.39%と、全国の2.1%より高い。中賃目安から始めるのではなく、東京都の統計・資料なども活用し、東京の労働者の春季闘争での奮闘をはっきり示して論議すべきです。

そもそも全国平均3.3%引上げを、東京1041円に当てはめれば1075円:34円の引上げとなります。東京最賃31円の引上げでは全く足りません。

-2 最低賃金が影響する労働者は、すでに全労働者の4分の1になっています。最低賃金の引き上げが全労働者の賃上げ数値を支えているのであり、いわゆる正規大企業労働者の春闘などの賃上げを最低賃金に反映させるのでは不十分です。国と経済の在り方から最低賃金を引き上げることで、賃金水準全体を引き上げることが必要です。

-3 「最低賃金引上げの影響および中小企業の賃上げに関する調査」2022年4月5日東京商工会議所産業政策第二部の調査によれば、昨年10月の最低賃金引上げ(全国加重平均28円(902円→930円))を受け、最低賃金を下回ったため、賃金を上げた企業(直接的な影響を受けた企業)の割合は40.3%、東京地区最低賃金審議会の毎年の資料でもおおむね30%近くの労働者に影響があるとされています。

すでに労働者全体の賃上げの結果を最低賃金に反映させる仕組みでなく、発想を転換し最低賃金を引き上げることで全労働者の賃上げにつなげることが必要です。

-3 東京での1円の引き上げは、全国加重平均を大きく引き上げることを、東京の最低賃金検討の際に十分自覚すべきです。

「たとえば、東京都の労働力人口が8,300千人に対し、鳥取県の労働力人口は300千人なので、その差約27倍。したがって、東京都の最低賃金を1円上げることと、鳥取県の最低賃金を27円上げるとは、全国加重平均を引き上げる効果としてはまったく同じなのです。」(日本人事研究所HPより)

-4 さらに東京に本部・本社を置く全国チェーン展開の小売り・飲食店などが多数ありますが、東京での最低賃金引き上げを全国に波及させる仕組みを、東京地方賃金審議会が率先して提起すべきです。

上毛新聞 2022年8月4日は、「眼鏡チェーン「JINS」を展開するジズ(前橋市川原町、田中仁CEO)は3日、全国で働く有期雇用従業員(準社員・パート)のベース(最低)時給を改定し、東京水準で全国一律化すると発表した。地域によっては30%以上昇給する。同社は「眼鏡業界では初。全国展開する小売業でもほとんど例がない」としている。」と報じました。

こうした動きを、公労使ともに後押しすることが、東京に求められます。東京の最低賃金を抑え

ることで、東京の中小企業経営を守るのではなく、東京の最賃近傍労働者の多数を占める大手全国展開チェーンの最低賃金を引き上げることで、同じ商品・サービスを同じマニュアルで全国同一価格で販売する大手チェーンの賃金全体を引き上げる、東京の中小企業には別途公的援助をつくる必要があります。

③ 支払い能力

- 1 個々の企業内での賃金引き上げとは次元を異にする最低賃金の引き上げにあたって、経営側の支払能力は問題にすべきではありません。最低賃金を保証するための社会保険料や税の減免などの経営支援や、直接的な所得給付も含め経済政策として対応すべきです。
- 2 特に東京都は、コロナ禍の飲食業に対して、「事業復活支援金」に加え「飲食事業者向け経営基盤強化支援事業」「業態転換支援事業」など様々な支援策を展開してきました。最低賃金引き上げに際しても、このような業種別・業態別の支援をきめ細かく東京都と協力して行う事も、東京地区最低賃金審議会が要請・リードすれば十分可能です。
- 3 東京都の最低賃金引き上げの影響が最も顕著に表れるのは、公共部門・交響調達にかかわる部分ではないでしょうか。数年前の審議会傍聴中にも「青梅警察署の清掃委託労働者への影響」などが報告されていた記憶があります。一般的な流通・飲食などの「民」の部分も、支援策が必要ですが、公共部門の委託・派遣・請負などが、法令順守として最低賃金に張り付いた賃金実態が見受けられます。公共部門では、支払い能力とは無関係に最賃引上げが必要です。
- 4 国での公契約法、東京都での公契約条例などの必要性を、ぜひ東京地方最低賃金審議会から提起すべきです。アメリカ合衆国では連邦レベルの最低賃金が低い中、各州・各市の最低賃金引き上げが図られましたが、同時に連邦レベル・州レベルで公共調達にかかる最低賃金が設定・引き上げられました。日本では地方最低賃金に張り付いた労賃が公共調達価格を押し下げ、「官製ワーキングプア」を大量に作り出し、労働者の賃金全体を引き下げています。東京だけの最賃引き上げに困難を覚えるなら、最も多数の労働者を要する最低賃金決定機関として、東京最賃審議会はこれを政府・東京都に示すべきです。

④ 東京の平均賃金：中央値から

- 1 最低賃金の国際的指標を勘案して考える必要があります。
「EU 欧州委員会：加盟国に国際的に使われている最低賃金の水準として、賃金全体の「中央値の 60%」や「平均値の 50%」を目安として制度設計するよう求める」2022 年 1 月 19 日日経新聞
- 2 「厚生労働省 令和 3 年賃金構造基本統計調査」によれば、2021 年の東京で働く人の平均年収は、584 万 9300 円。東京での中央値は 472 万円。
「厚生労働省 2019 年 国民生活基礎調査の概況」によれば、日本の平均世帯年収は 552 万 3000 円で、中央値は 437 万円です。これらを時給換算（2080 時間/年想定）すると

| | 平均年収 | 時給換算 | 平均値 50% | 中央値 | 時給換算 | 中央値 60% |
|-----------------------|--------------|--------|---------|--------|--------|---------|
| 令和 3 年賃金構造基本統計調査 東京都 | 584 万 9300 円 | 2812 円 | 1406 円 | 472 万円 | 2269 円 | 1361 円 |
| 2019 年 国民生活基礎調査の概況 全国 | 552 万 3000 円 | 2655 円 | 1328 円 | 437 万円 | 2100 円 | 1260 円 |

4. 最低賃金の密室審議は認められません。

東京地方最低賃金審議会は、公開の審議会会議も、傍聴者を抽選で制限し、別室での中継なども行ないませんでした。また議事録などの公開も、規定改正して早めるとしたものの、2年たった今でも次回会合時まで公開されていません。実質論議の小委員会については全く非公開、今日に至るまで小委員会委員名簿も公示されておらず、中央最低賃金審議会よりもはるかに公開度が低く、おそらく全国最低の密室審議です。

そもそもILO最賃条約(131号)は、最賃決定を「関係のある代表的労使団体と合意または十分に協議して行う」としています。しかし結果として、2020年は据え置き、2021年は政府の方針にそった中央最賃での公益委員見解の延長上での28円アップ、2022年も中央最低審議会の目安と同額の31円引き上げと、本来よるべき各地域での各年の賃上げ率、物価上昇などを考慮することなく決まっています。しかもこの政府方針は2017年の「早期に加重平均1000円を目指す」(働き方改革実現会議決定)が出発点ですが、2020年は0-3円の引き上げとなり、2021年5月に再度「早期に平均1000円」と経済財政諮問会議で定めたという一貫性のないものです。

各国の最低賃金の動向をみれば

英：2020年までに収入の中央値の60%以上にするという目標を達成したのち、2024年まで中央値の3分の2までにひきあげる方針

仏：賃金スライド+物価スライド+政府加算

独：各産業別など協約賃金上昇率をもとにする

など明確な基準のもとに決められており、コロナ禍でもこれを基本に一時避難的減額はあったものの、2020,2021ともに引き上げられました。最低賃金は国としての基本政策となっており、そのつどの政権方針を密室で追認するのでなく、客観的にしめされた方針を労使の合意を踏まえられずに実施することが必要です。

5. 最低賃金の審議に不可欠な意見聴取の方法が、不適切です。

東京での密室での最低賃金審議は、最低賃金でくらす労働者の意見を反映していません。事案から考えれば、審議会審議の公開などはもちろん、幅広くパブリックコメントを公示する、メールでの意見提出を可とする、さらには他府県で行われている意見陳述の機会を保障することが求められます。欧州などと比較して労使協約賃金による最賃決定の性格が弱い日本などでは、最賃審議への「関係労働者・労働団体」の意見反映が必要です。韓国の最賃審議では、非正規労働者・若者などの審議会参加が法定されています。しかし東京での最賃審議は、密室かつその参加者も、労働側委員でも大手企業の多くは組合専従者で、最低賃金で働くものやその同僚ですらない、さらに審議会への意見陳述なども認められず、全国最低の参加度です。非正規雇用の拡大が、最低賃金労働者を増大させるとともに、労働組合の組織率も低下させて、フリーランスなど「雇用でない労働」も増大する状況が、コロナ禍対策でも浮き彫りにされました。その最先端にある東京の労働者の状況からみれば、東京都最低賃金の審議のありかたそのものが不十分です。審議会審議のやり直しを求めます。

6. 今後物価が大幅上昇したら再度最低賃金を引き上げるべきです。

秋以降物価高騰が予想されます。物価が大幅に上がったら、年度途中でも最低賃金を引き上げるべきです。法制度上は答申→最低賃金引き上げは年1回と定められたものではありません。物価スライド(月ごと消費者物価が2%以上上がったなら良くつき最低賃金も改訂)になるフランスの最低賃金は2022年すでに3回上がっています。

ドイツでも、コロナ禍でも、2021.1月、7月、2022年1月、7月と改定が続き、9.5ユーロから10.45ユーロまで2年で10%ひきあげられました。そして2022年10月には、EU指令案の「賃金中央値60%以上」を達成すべく、12ユーロに引き上げるとしています。

東京でも物価高騰に対して秋から年末にも再度最賃検討を、中央最低賃金審議会にも、国や都にも要請し、そして東京地方最低賃金審議会自らも行うことを宣言すべきです。また国際的な基準となってきたEU指令に対応して、「平均賃金の50%あるいは賃金中央値の60%以上」を達成を早急に達成する目標を明確にするよう、中央最低賃金審議会や国に要請し、自らも計画すべきです。

以上